

奈良県プレミアム付き電子クーポン(地域通貨)発行業務の入札に関する質問に係る回答

番号	項目			質問内容	回答
1	入札説明書	2.競争入札調達内容		見積書（次年度分）【様式5-2】にはプレミアム付与分原資を含めなくてよいのか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書	3.競争入札参加資格		共同事業体での参加は認められるか。また認められる際の資格は、共同企業体を構成する事業者すべてが、同項目の(1)～(4)までのすべてを満たしているという認識でよろしいでしょうか。 また、その際に、代表企業以外で提出が必要な書類はありますでしょうか。	共同企業体での参加はできません。 なお、一部業務を再委託する場合は、「再委託承認申請書」を参加申込時に提出してください。
3	入札説明書	6.入札方法	(2)	総計金額とは、プレミアム付与分原資750,000,000円分と事務費との合計金額でしょうか。	お見込みのとおりです。
4	入札説明書	8.補足 (3)契約保証金	ア	履行保証保険契約を締結した者との記載があるが、締結日は契約日までの認識でよろしいでしょうか。それとも参加資格提出時点で契約が完了している必要がありますでしょうか。	締結日は、契約日までです。
5	入札説明書	11.プレゼンテーション	(3)	プレゼンテーションにつきまして、最大何名同席可能でしょうか。	オンラインとなりますので無制限になります。
6	提案書作成要領	3 提案書作成上の留意事項	(10)	「見積書（次年度分）【様式5-2】に記載する金額について、仕様書中2.4 運営事務局業務に相当する見積りは除外すること。」と記載があるが、2.3 運営事務局業務の誤りでしょうか。	記載の誤りになります。 正しくは、2.3運営事務局業務に相当する見積りを除外した金額を、見積書（次年度分）【様式5-2】に記載してください。
7	仕様書	1.2 デジタル地域通貨プラットフォームを活用した事業概要		発行者が奈良県となっておりますが、発行者にキャッシュレス事業者になることは可能でしょうか。	1.2 デジタル地域通貨プラットフォームを活用した事業概要における発行者の記載については、奈良県が本クーポン発行業務の発注者であることを意味するものです。
8	仕様書	1.2 デジタル地域通貨プラットフォームを活用した事業概要		応募者が10万人の場合、「1口の当選者」と「2口の当選者」の2パターンの当選者が発生するということでしょうか。	応募者が、申請時に希望した口数での当選となります。 ただし、応募者が15万人に満たない場合は、応募者一人当たりの当選口数はお見込みの通りとなります。

番号	項目			質問内容	回答
9	仕様書	1.2 デジタル地域通貨プラットフォームを活用した事業概要	対象者	対象者は事業所等で働く従業員あり、かつ奈良県民とする。との記載がありますが、個人事業主や自営業者、会社役員等は対象でしょうか。また、個人事業主等の場合、対象かどうかの判定材料は何をもって行う想定でしょうか	個人事業主、自営業者、会社役員等は対象外です。 判定材料としては、対象外の者ではないことを確約してもらうこと、添付された従業者確認資料をもって、申請者が従業者であることを確認していただきます。
10	仕様書	2.2.2.3 決済機能	⑤	「銀行口座・クレジットカード・コンビニ ATM 等から、デジタル地域通貨のチャージができること。」とありますが、上記の全てではなく、一部への対応でもよろしいでしょうか。	利用者の利便性を考慮し、提案してください。
11	仕様書	2.2.2.3 決済機能	⑥	プレミアムの付与のタイミングは即時でなくてもよいでしょうか。例えばチャージしたユーザーに対し、〇日以内にプレミアム分を付与するということでもよろしいでしょうか。	プレミアム分の付与のタイミングは、即時付与を想定しています。
12	仕様書	2.2.2.6 API連携機能		別ポータルへのAPI 連携とは、具体的にどのような連携(連携するデータや連携の仕方)を想定されておりますでしょうか。	御社のプラットフォームで提供できるAPIをご提示ください。
13	仕様書	2.3.1加盟店開拓	①	加盟店は受託者が開拓・募集し、申請内容について審査を迅速かつ正確に行い、奈良県に確認を取ったうえ、結果を通知すること。とありますが、奈良県様側で本施策で対象外となる業種や選定基準などあれば事前にご共有いただくことは可能でしょうか。	事前に定まっている基準は、仕様書 2.3.1 加盟店開拓・管理の⑧の記載しているとおりです。
14	仕様書	2.3.1加盟店開拓		奈良県が主体となって過去実施された事業（例：いまならキャンペーン等）の取扱い店舗情報の提供はありますでしょうか。	市町村が実施しているプレミアム付商品券事業の加盟店情報の提供を市町村に依頼することを検討しております。
15	仕様書	2.3.2 プレミアム付き電子クーポン関連業務	②	※ 1 の「イ」のログイン認証とは、事務局運営側のフォーム・データベースの管理・利用者を指すものであり、電子クーポン利用者では無いとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで。
16	仕様書	2.3.2 プレミアム付き電子クーポン関連業務	②	※ 1 の「イ」の『利用者のアクセスログ～』の利用者とは、電子クーポン利用者ではなく、審査を行う者などフォームの利用者を指すもので相違ないでしょうか。	電子クーポン利用者を想定しております。
17	仕様書	2.3.2 プレミアム付き電子クーポン関連業務	③	運営事務局の審査につきまして、具体的にどのような審査方法を想定されておりますでしょうか。	県民証明資料、従業者確認資料を徴求し、県民であることかつ従業者であることを審査していただきます。 審査方法については、申請者が添付してきた資料を目視等で審査することが想定されます。効率的な審査方法についてご提案ください。

番号	項目			質問内容	回答
18	仕様書	2.3.2 プレミアム付き 電子クーポン関連業 務	⑦	「プレミアムにおける未付与及び付与済みの未使用部分については、2.3.3 資金管理業務のとおり県へ返還すること。」とありますが、例えば1万円入金し、5千円のプレミアムを取得した者が、3千円のみ利用した場合は、県への返金額はどのようにになりますか。	左記の例であれば、県への返金額は2,000円になります。
19	仕様書	2.3.2 プレミアム付き 電子クーポン関連業 務	⑦	利用期限後にプレミアム部分の残高はゼロになるとの理解ですが、入金分の残高については期限後にも利用が可能という理解でよろしいでしょうか。	利用期限後は、入金分の残高もゼロになります。
20	仕様書	2.3.4コールセン ター業務		コールセンターの設置場所に指定はありますでしょうか。	特にございません。
21	仕様書	2.3.4コールセン ター業務		電話番号に市外局番・フリーダイヤル等の指定はありますでしょうか。	特にございません。
22	仕様書別紙	情報セキュリティに係る 特記事項	第9	(契約満了時のデータ消去) 第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。とありますが、商品券利用時の決済履歴等、キャッシュレス事業者が運営のために日常的に収集している情報は保持し続けて問題ないでしょうか。	既存サービスが存在し、日常的に収集している情報については、問題ございません。